

取 扱 基 準

名 称	令和6年能登半島地震にかかる新潟市自治会等集会所建設費補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	令和6年能登半島地震により、被害を受けた自治会・町内会またはその連合組織が拠点とする集会所の建替、修繕に要する経費の一部を補助する。
目 標	数値化 <input type="checkbox"/> 非数値化 <input checked="" type="checkbox"/>
	被害を受けた集会所の早期復旧と地域活動の早期再開を支援する。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 被害を受けた集会所の早期復旧に着手すること。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	令和6年能登半島地震により被害を受けた集会所の建設費または修繕費 1. 建替、購入または大改修 内閣府が定めた指針に基づく調査により「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のいずれかに該当した場合に限る。 2. 修繕 能登半島地震で被災した箇所の修繕で補助対象となる修繕費が30万円以上の場合に限る。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建替、購入または大改修補助 補助額 （普通規模）：大規模以外 限度額1,200万円 （大規模）：500世帯以上 限度額1,800万円 補助率 3/4 ・ 修繕費補助（30万円以上の修繕） 補助額 限度額750万円 補助率 3/4
	<補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 能登半島地震のため、計画的な建設工事と異なる突発的な復旧を余儀なくされた自治会等への支援のため。
開始時期	令和 6年 1月 1日
評価の時期	令和 6年 9月30日
終 期	令和 7年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業が新潟市からの補助金に基づく旨を表示
	[媒体] 会報、予算書、決算書、看板等
担当部署	秋葉区役所 地域総務課 地域振興・文化スポーツグループ 電 話：0250-25-5670（直通） e-mail：chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp